

Title	アントニオ・デ・ゴヴェアの中国史研究について
Sub Title	"The monarchy of China" of Antonio de Gouvea S. J.
Author	浅見, 雅一 (Asami, Masakazu)
Publisher	三田史学会
Publication year	1999
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.68, No.3/4 (1999. 5) ,p.1(225)- 27(251)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19990500-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

アントニオ・デ・ゴヴェアの中国史研究について

浅見雅一

一、はじめに

イエズス会士が布教地の歴史を独立した著作にするこ
とは珍しいことではない。通常、布教地の歴史は、その
布教地におけるイエズス会の歴史であるから、イエズス
会士による布教開始から記述が始まることになる。中国
では、こうした代表的布教史のひとつとして、アントニ
オ・デ・ゴヴェアの「極東アジア」を挙げる事ができ
る。ゴヴェアは、ポルトガルに生まれ、中国に来てから
は主に華南で布教に携わり、後には中国準管区長に就任
している。⁽¹⁾彼の代表的著作である「極東アジア」はポル
トガル語で記されており、その序文によれば一六四四年
に執筆されたことになっている。出版することを想定し
ていた様であるが、その当時は出版されず、現在では、

断片的なものも含めて四部の手稿本が確認されているに
過ぎない。

「極東アジア」は、二部構成であり、各部は六巻から
なる。第一部の第一巻が、中国総論に当たり、以下はイ
エズス会によるキリスト教布教史が編年で記述されてい
る。現在迄に確認されている諸写本のうち、スペイン王
立歴史学士院図書館所蔵の写本は、第一部と第二部の二
分冊となっており、第二冊の巻末には一六四四年以降の
戦争記録が付されている。⁽²⁾アジュダ図書館所蔵の写本集
「アジアのイエズス会士」には、同様に二分冊にされた
⁽³⁾「極東アジア」の写本が収録されている。同写本は、一
七四六年七月七日にマカオで完成されたものであること
が、ジョアン・アルヴァレスによって、その巻頭に記さ
れている。⁽⁴⁾ローマ・イエズス会文書館所蔵のものは一冊

本とされており、⁽⁵⁾原本乃至原本に最も近い写本であろうと推測される。この他に、アジュダ図書館所蔵写本から作成された比較的新しい断片的写本がエヴォラ市図書館に所蔵されていることが確認されている。⁽⁶⁾

「極東アジア」については、近年、オラシオ・アラウージョ氏がアジュダ図書館所蔵写本を底本として翻刻し、出版を開始したことを特筆すべきであろう。⁽⁷⁾アラウージョ氏は、第一巻の巻頭に詳細な解題を付している。そこでは、諸写本の特徴について記述されており、ゴヴェア執筆の「一六三七年の中国年報」と「一六三八年の中国年報」からの引用についても言及されている。

他方、ゴヴェアは、「極東アジア」とは異質の中国通史を著している。「六時代に区分された中国君主国」と題されたこの著作は、イエズス会士による布教史ではない初めての中国通史である。そればかりでなく、同書は、ヨーロッパ人が著したヨーロッパの言語による初めての中国通史でもある。日本や東南アジアでは、イエズス会はキリスト教伝播以前の歴史それ自体に関心を向けることは殆どなかった。中国でも、同時期に執筆された布教記録や戦争記録は多数ある上に出版されたものもあるが、この類書は希有である。

ゴヴェアのこの著作（以下、「中国君主国」と呼ぶ。）は、一写本の存在が確認されていたにも拘わらず、著名な「極東アジア」とは異なり、従来は研究の対象とされることがなかった。本稿では、同書の成立と内容について若干の考察を試みることにする。

二、書誌的考察

①「中国君主国」の諸写本

「中国君主国」は、キリスト教中国布教史や明清交替期の戦争記録とは著しく性質を異にする。同書は、中国の歴史を六時代に区分した中国通史であり、布教史ではない点に特徴がある。序文によれば、一六五四年一月二十日付、執筆地は福州とされている。「極東アジア」の冒頭には、「中国総論」が置かれているが、「中国君主国」にはこれに対応するものはない。布教史ではない中国史であるため、新しい時代、つまり明代の記述が多いということはなく、むしろ非常に限られている。「中国君主国」は、イエズス会士が中国史を学ぶために執筆されたものであるかと考えられる。同書の序文は「読者への序文」とされており、刊行が計画されていたことが窺えるが、「極東アジア」と同じく、それは実現には至ら

なかった。

「中国君主国」には、二部の写本が現存する。アルカラ・デ・エナールレスのイエズス会トレド管区文書館所蔵写本⁽⁸⁾とマドリードのスペイン国立図書館所蔵写本⁽⁹⁾である。両写本には、形式上の著しい相違がある。

イエズス会トレド管区文書館写本は、正式名称が「紀元一六四四年迄の四五五四年間に亘る二四の王朝からなる六時代に区分された中国君主国」となっている。題名が一葉、序文が二葉、目次が三葉、その後は葉数ではなく頁数が打たれており、本文が一頁から四五〇頁迄、続いて「補遺」として「タタール君主国」が四五一頁から四七六頁迄続き、アルファベット順の索引一葉が付されている。索引には項目が列挙されているだけでなく、該当頁数も記載されている。本文はポルトガル語で記されている。表紙には、「中国を統治したタタール国家の付録をも含む。」とある上、「尊敬すべきパードレ・アルカラス R. P. Alcaraz によってポルトガル語から翻訳された。」とあるが、全文がポルトガル語で記されているので、これは意味をなさない。仮に、「ポルトガル語の翻訳」としたところで、原本が何語で記されていたのか明示されておらず不自然である。パードレ・アルカラス

アントニオ・デ・ゴヴェアの中国史研究について

という人物はカルロ・ゾンマーフォーゲル氏の書誌⁽¹⁰⁾によってもイエズス会では該当者が確認できない。特定の個人を指していると考えられる上、人名の綴りも地名のアルカラとは異なるので、あるアルカラのパードレと解釈することは不可能である。尚、同写本では、二六・二七頁、四四九・四五〇頁が失われており、各々一部分が別紙に補筆されている。

スペイン国立図書館写本は、「六時代に区分された中国君主国、著者アントニオ・デ・ゴヴェア、一九五葉」となっている。これは、イエズス会トレド管区文書館写本よりも版型が大きく、書名にある通り、全部で一九五葉となっている。序文、目次、本文には、通し番号で葉数が打たれており、一葉から一八五葉表迄となっている。一八七葉表から一九五葉表迄の索引では、項目が列挙されているだけで該当葉数は記されていない。この写本の特徴のひとつに、第一葉から第八九葉表迄の前半部がポルトガル語、それ以降の後半部がスペイン語という極めて不自然なものとなっていることが挙げられる。しかも、ポルトガル語とスペイン語の区切りは章節を境としているわけではなく、唐突に変更されている。両写本とも、漢字による表記は見られない。

「中国君主国」に言及した主な書誌を見てみることにする。アントニオ・デ・レオン・ピネーロの『東洋と西洋、航海と地理の文庫概説』におけるアントニオ・デ・ゴヴェアの項には、「手稿本「中国史」。同書は、一六五四年一月二十日付、福〔建省〕の省都において、絶えざる勉強と二〇年に亘る観察によって、中国とポルトガルの書籍から引用され、「タタール君主国」の索引を伴っている、六時代、一六部に区分された国王の書庫〔*Teria del Rei*〕所蔵のポルトガル語の手稿本「中国君主国」に他ならないと思われる。⁽¹¹⁾と記されている。「中国史」が「中国君主国」を指すことが推測されているので、レオン・ピネーロは「中国君主国」を確認していることになる。デイオゴ・バルボーザ・マシャードの『歴史、評論、年代記のルジタニア文庫』には、「中国君主国」ではなく「中国史」と記載されており、「カトリック王の図書館」に所蔵されている⁽¹²⁾。バルボーザ・マシャードは、レオン・ピネーロの書誌から引用したのである。ゾンマーフォーゲル氏の書誌には「中国史」⁽¹³⁾として記載されている。同書は、「エル・エスコリアル図書館」に所蔵されている⁽¹⁴⁾として記しているが、レオン・ピネーロ乃至バルボーザ・マシャードの書誌に見える「国

王の書庫」乃至「カトリック王の図書館」という言葉を、エル・エスコリアル図書館を指すものと解釈したと考えられる。ルイ・フィステー氏は、ゾンマーフォーゲル氏の記載を引用している⁽¹⁴⁾。両氏とも「中国君主国」の実物を確認した形跡は認められない。アラウージョ氏は、「極東アジア」の解題において、「中国君主国」に僅かに言及しているが、その内容や成立事情については触れていない⁽¹⁵⁾。

レオン・ピネーロ以下の書誌に記載されている図書館について簡単に記しておきたい。「中国君主制」は、ゾンマーフォーゲル氏が記しているエル・エスコリアル⁽¹⁶⁾の聖ロレンソ修道院図書館や、レオン・ピネーロが「国王の書庫」とした今日のマドリードのスペイン王宮図書館⁽¹⁷⁾には所蔵されていない。ところで、かつてのスペイン王立図書館の蔵書は、現在この二箇所のみ⁽¹⁸⁾に所蔵されているのではなく、一部がスペイン国立図書館に移管されている。『スペイン国立図書館文書総目録』によると、現在、同図書館が所蔵する文書の由来はかなり複雑である⁽¹⁸⁾。このことである。一部の文書に付されている〇三〇は、旧分類による整理番号を示しており、この番号は二十世紀初頭迄用いられていたとされている。「中国君主国」

には、Olimpiという旧分類による整理番号が打たれているので、少なくとも一世紀近く前迄には同図書館の所蔵となっていたことが判る。それ故、レオン・ピネーロが示した「中国君主国」は、ポルトガル語とされている点は問題であるが、スペイン国立図書館所蔵写本を指す可能性が高いと言えよう。

ゴヴェアは、「中国君主制」を如何なる方式で執筆したかについて、「読者への序文」において次の様に述べている。

「私が中国の国内にいて二〇年が経った。そして、私はその内の六省を巡ってきた。私は遅れて入ったけれども、神の恩恵と絶えざる勉強によって、ポルトガルの年代記と同様に中国の年代記をも読むことができるようになった。ここで、私は、それら「中国の年代記」をわれわれのロマンス語に容易に翻訳することもできたが、際限がなく煩わしい凡てを翻訳することはしなかった。しかし、歴史の本質的かつ重要な事柄を記述するのではなく、退屈させ得る事から磨き上げられた完全な計画の情報を載せる方式で、選択して書き写してある。」

レオン・ピネーロの書誌がこの記述を引用したものであることは明らかである。ゴヴェアは、一六三六年に中

国に到着したと推測されているので、一六五四年の時点では約二〇年が経ったことになる。彼は、複数の中国の年代記から記述を選択的に抜粋して同書を著したとしているが、こうした中国の年代記が具体的に何を指すかは明示されていない。目的に沿った抄出作業を行なったことのみが記されている。更に、「中国君主国」の性格については、次の様に説明している。

「中国君主国」という題名は、自然で大変相応しいので、他に比肩するようなものはない。なぜならば、「年譜」という題名は、事件の範囲と関連を要求しないからであり、「賛辞」という題名は、皇帝達や国王達を納得させるが臣下達を納得させるものではないからである。彼らについては、この「中国君主国」では、われわれは、彼らが如何に毀誉褒貶を評価として受けるに値するかに言及している。中国から刊行された書籍として最も賞賛されているものは、われわれの宣教師であり、共にローマへのプロクラドールであったパードレ・ニコラオ・トリガウルトとパードレ・アルヴァロ・セメードのものである。私の「極東アジア」は、改宗とキリスト教界の進展を最も豊富に語ったものである。しかしながら、それはイエズス会のパードレ達が中国布教において行なった

ことについての年代記であるから、改宗の主題を付随的事柄として範圍を拡張してまで、わざわざ世俗の政治的事柄を扱うことは適當ではなかった。しかし、今では反対に、目の前の「中国君主国」においては、至聖なる信仰が千年前の唐と七〇年前の明の王朝において中国に二回伝播したことについて、簡略な記事を凡て載せてはいらるが、世俗の事柄を主とし靈的事柄を付随的としている。そして、ここにおいて、(この作品が一〇九年にして日の日を見ることになる)。一六九〇年になった。「傍点は引用者による。」そして、私が「中国君主国」と呼ぶこの書物に引用されて、輝きと申し分のない完璧さを際立たせている二柱の価値のある石碑と同様である。²⁰⁾

「極東アジア」が布教史を主体とした中国史であったのに対して、「中国君主国」は布教史を主体としない中国史であることが説明されている。「中国君主国」が、年譜形式を採用していることが断られている。ニコラオ・トリガウルトの著作とは、マテオ・リッチの著述をニコラ・トリゴが編集、出版した『中国へのキリスト教の伝播について』²¹⁾であり、アルヴァロ・セメードの著作とは、『中華帝国』²²⁾である。これらは共に出版されており、代表的中国布教史とされている。

傍点を施した部分は、スペイン国立図書館写本では本文中に組み込まれているが、イエズス会トレド管区文書館写本では欄外に註記されている。一六九〇年が一〇九年目に相当するということは、キリスト教伝播が一五八一年であることを意味する。マテオ・リッチが肇慶に居住を許可されたのが、一五八三年のことであり、しかもそれ以前から中国入国が試みられていたので、この年代は大きな誤りではないと見做すことができる。それ故、この年代が誤写である可能性は否定できる。従って、「中国君主制」は、ゴヴェアの死後、一六九〇年に出版が計画されたこと、スペイン国立図書館写本は同年乃至それ以後に写されたことが判る。イエズス会トレド管区文書館写本の註記は、本文とは異なる筆跡で記されている。それ故、同写本はスペイン国立図書館写本乃至同系列の写本によって、一六九〇年以後のある時点で校訂されたことになる。²³⁾

② 典礼論争における「中国君主国」

「中国君主国」のイエズス会トレド管区文書館写本とスペイン国立図書館写本との関係を見ていくことにする。そこで、「中国君主国」に言及したものについて検討す

る。

十七世紀後半、中国における典礼を巡ってイエズス会士達と激しい論争を展開したドミニコ会中国布教長ドミンゴ・フェルナンデス・ナバレレーテは、『中国の歴史、政治、倫理、宗教の論集』と『偉大なる中国の宣教師達の間における古今の論争』（以下、『中国論集』と『論争』と略称する。）という二つの大きな著作を残している。これらは、ラテン語の引用箇所が多いとはいえ、いずれもスペイン語で記されている。『中国論集』は、一六七六年にマドリードにおいて出版され、数点が現存しているが、『論争』の方は、これとは対称的に正式に出版されたのか否かさえ不明確である。スペイン国立図書館に刊本一部が所蔵されているが、完全な形ではなく、巻頭と巻末が写本の形で補われている。⁽²⁶⁾『論争』が『中国論集』の第二巻として執筆されたことが、その本文に見えるが、この刊本には、『中国論集』と所蔵番号が連続していないにも拘らず、表紙に第二冊と記されているので、形式的にも一連の著作であったことが窺える。『論争』⁽²⁷⁾については、刊本以外に複数の写本が確認されている。

ナバレレーテは、『論争』を著すに際し複数の書物を利

アントニオ・デ・ゴヴェアアの中国史研究について

用しているが、中国の歴史については「中国君主国」、セメードの『中華帝国』、トリゴアの『歴史』を参照している。⁽²⁸⁾トリゴアの『歴史』とは、『中国へのキリスト教の伝播について』のことであり、ゴヴェアアが「中国君主国」の執筆に際して利用したものと同じである。ナバレレーテは、「中国君主国」を中国史の概説書として、『中華帝国』と『中国へのキリスト教の伝播について』をイエズス会中国布教史の概説書として、各々代表させたのである。ナバレレーテは『論争』において、「パードレ・ゴヴェアアが私（ナバレレーテ）に与えた、彼の手によって書かれたある本において」と述べており、ゴヴェアア自身から自筆稿本の「中国君主国」を受け取ったことを示唆している。

ナバレレーテは、『論争』において「中国君主国」からスペイン語の記述を引用している。その内、次に挙げる様に、引用箇所を特定することができる記述がある。

「パードレ・ゴヴェアアは彼の『歴史』第五章、二八葉において、舜^{XI}帝について、今日人々が彼に犠牲を捧げている寺院が建っている^{Pojojo}（普汎カ）に宮廷を創建したと述べている。——それは世界最古の寺院であるに違いない。——四葉においては、伏羲^{Jo. III}につ

いて、動物の血を供えて天に犠牲を捧げた最初の者であり、四三葉においては、黄帝 Hoang Ti という名の中国の第三代皇帝は、天に犠牲を捧げ、靈魂を誘い込むために寺院を建てた最初の者であるとする。これは中華帝国の三五五年に当たる⁽³⁰⁾。」

ナバレーテが三五五年としているのは、「中国君主国」によれば正しくは二六五年である。ナバレーテの引用は断片的であるが、この記述と三箇所引用されている部分の葉数が、スペイン国立図書館写本と一致する。イエズス会トレド管区文書館写本は、全文ポルトガル語の上、葉数が著しく異なる。しかしながら、この点のみをもって、ナバレーテが参照した「中国君主国」がスペイン国立図書館写本であると断定することはできない。前述の通り、スペイン国立図書館写本は、一六九〇年以降に作成されたものであることが明らかであるという反証が存在するからである。

しかし、スペイン国立図書館写本は、ナバレーテが利用したゴヴェアの自筆写本と極めて近い関係にあることは確かである。ゴヴェアは、写本作成の途中でそれをナバレーテに与えることに決めたので、ポルトガル語ではなくナバレーテの母国語であるスペイン語に変更された

のであろう。その結果、スペイン国立図書館写本の前半がポルトガル語、後半がスペイン語という不自然なものになったのではないだろうか。スペイン国立図書館写本は、ナバレーテが利用したゴヴェアの自筆写本から作成されたものであると推測される。『論争』における引用箇所的一致はそれを示している。ナバレーテは、ラテン語とスペイン語しか理解できなかった、つまりポルトガル語が理解できなかったのではないであろうが、ラテン語以外の書物は可能な限りスペイン語版を利用している。『論争』を執筆する際にしばしば参照しているセメードの『中華帝国』も、スペイン語版であることがその引用箇所から確認できる⁽³¹⁾。

ナバレーテがゴヴェアから「中国君主国」を受け取ったのは、一六六七年から翌年にかけてのことであろうと考えられる。一六六五年、北京における楊光先の迫害を発端として中国国内にいた宣教師達は広州へ追放された。この迫害報告を出版したアドリアン・グレロンは、一六六六年三月二十五日に広州に到着している⁽³²⁾。福建省金華府において布教に携わっていたナバレーテもイエズス会士達と同様に広州に退去させられた。広州では、イエズス会の修道院に保護するという名目でナバレーテは軟禁

状態にされてしまった。更に、ナバレーテは楊光先による迫害がイエズス会士の責任であると主張しない旨、誓約させられる事態に陥った。ゴヴェアと接触が可能であったのはこの時期だけなので、ナバレーテは追放の直後にゴヴェアから「中国君主国」を受け取ったものと推測される。

一六六八年四月九日付、広東省肇州府 *Cuam Chen fu* 発、フランシスコ会士アントニオ・デ・サンタ・マリアの巡察師ルイス・デ・ガマ宛報告書には、アントニオ・デ・ゴヴェアの「中国君主国」第一部、第五章は「上帝について記されている」とされている。⁽³³⁾ それ故、サンタ・マリアがこの時点で既に「中国君主国」を読んでいたことが判る。『論争』の第四章は、「広東省の省都において、われわれ三修道会の修道士達が行なった一六六七年十一月十八日に始まった論争について」というものである。⁽³⁴⁾ ここに見える三修道会とは、イエズス会、ドミニコ会、フランシスコ会を指す。この広州の会議には、ナバレーテも記している様に、サンタ・マリアも出席している。従って、この頃には、「中国君主国」は写本の形で流布していたことが窺われる。

ナバレーテは、「一六四二年四月頃、イエズス会の尊

敬すべきパードレ達が浙江省の省都で開催したある会議の諸論点の写し」において、次の様にゴヴェアとは異なった見解を紹介している。

「世界の時代の説明については、ローマの殉教録を参照して、一六四〇年にローマの神学者達からわれわれに届いた承認と宣言に同意して、われわれ凡てが見解を一致させることを期待したい。その承認と宣言は、教会が常にそうであったものであり、しかも中国の年代に最も良く適合するからである。そして、既に印刷された書籍においては、必要な箇所が修正されることを期待したい。それは、中国人達にわれわれの聖なる信仰についての事柄に疑念を抱かせる機会を与えたり、原因となったりしないようにするためである。かくも重要な事柄においては、われわれはある事柄を他の事柄に一致させたりはしない。かくして、われわれの主イエズス・キリストの降誕祭の日である十二月二十五日、殉教録の年代は、この様に述べている。世界創造の年、五二二九年。神の大洪水、二五五七年。アブラハムの生誕、二〇一五年。モーゼ及びエジプトからイスラエルへの脱出、一九一〇年。ダヴィデの塗油から国王即位迄、一〇三二年。⁽³⁵⁾」

ナバレーテは、ゴヴェアのキリスト教世界との年代比

定に異議を唱えていることになる。ここに見える年代は、凡て紀元前が省略されているのであろう。ナバレーテは、これに続けて「この凡てはポルトガル語で記された原本にある。そして、事実として、私は一六六九年十月二日にこの広東のカーサでこれに署名する。」としているので、この記述がポルトガル語からスペイン語に翻訳して引用したものであり、ナバレーテの個人的見解は含まれていないことが判る。それ故、「中国君主国」には言及されていない。ナバレーテは、これを写した時点で既に「中国君主国」を所持しており、ゴヴェアに年代比定を質す目的から、この部分を筆写して送ったことが推測される。

その後、ナバレーテはイエズス会士の監視を逃れると、インド経由でヨーロッパに帰還した。スペインに到着後、彼は態度を豹変させてイエズス会を糾弾し始めた。それ迄に彼が断片的に主張してきた内容を纏めて、イエズス会に対する本格的弾劾書である『中国概論』をマドリードで出版し、『論争』の出版をも準備した。その際、「中国君主国」は、ナバレーテの中国史理解の基礎となったのである。

三、構成と内容

①中国史の時代区分

ゴヴェアの「中国君主国」は全一〇部で構成されている。イエズス会トレド管区文書館写本にある通り、四五四年間の歴史が二三人の皇帝を中心とした年代記の形式で記述されていることになっている。王朝数は題名の頁では二四王朝とされている。同頁には一八王朝という断片的記載もあるが、これは新と、後梁から後周迄を除外したものである。本文中では、二二王朝としているが、これは新を除外し、前漢と後漢を区分していないことになる。

「中国君主国」における年代比定は、『旧約聖書』に見える大洪水の年代をその起点としている。これについて、「中国君主国」の序文には、次の様に記されている。

「欄外に記される年代は、中国のものにしても大洪水からのものにしても、多数の皇帝が同じ紙片に賛辞なしにあるので、毎年を連続して数え上げていくことはできない。われわれは、彼らの治世を彼らが統治した年数を整理しながら凡て数え上げた。われわれは、大洪水の年代からわれわれが皇帝伏羲 Fo. Hy に起源を置く点であ

中国歴代王朝名一覧

王朝名		「中国君主国」			「極東アジア」	「年表」	
		中国年代	西 暦	継続代数	継続代数	西 暦	継続代数
		1	B. C. 2901	8代733年		B. C. 2697	6代 □年
1	夏	747	2154	17代453年	18代458年	2207	17代458年
2	商	1281	1620	28代644年	28代644年	1766	28代644年
3	周	1769	1132	30代873年	27代873年	1135	35代873年
4	秦	2680	221	3代 43年	3代 43年	249	3代 43年
5	漢	2692	209	12代214年	24代516年	206	27代426年
6	新	2910	A. D. 10	3代 16年			
7	後漢	2941	41	12代196年	(漢に含む)		(漢に含む)
8	魏	3148	248	2代 44年		A. D. 221	2代 44年
9	晋	3173	273	15代155年	15代156年	264	15代155年
10	宋	3361	461	8代 60年	8代 60年	421	7代 59年
11	斉	3384	484	5代 20年	7代 24年	480	5代 23年
12	梁	3439	539	4代 54年	4代 54年	502	4代 55年
13	陳	3472	572	5代 33年		557	5代 32年
14	檣	3510	610	3代 38年	4代 38年	590	3代 29年
15	唐	3519	619	21代290年	21代289年	618	20代289年
16	後梁	3828	928	□代 18年		907	2代 16年
17	後唐			4代 13年		922	4代 13年
18	後晋	3853	953	□代 11年		936	2代 11年
19	後漢			□代 □年		947	2代 14年
20	後周			3代 10年		951	3代 9年
21	宋	3869	969	9代167年	□代320年	960	18代319年
	南宋	4056	1156	□代 □年	(宋に含む)		(宋に含む)
22	元	4217	1317	8代160年	8代162年	1280	9代 89年
23	明	4295	1395	17代280年	16代280年	1369	16代276年
24	清	4544	1644	1代 10年		1644	2代 40年
		4554	1654			1683	

〔註〕 空欄は該当事項の欠如、□は該当数字の不詳を示す。中国年代及び西暦は、当該史料における各王朝の成立年代を意味する。大洪水以来の年代は、中国年代に各々150年を加算する。但し、起点のみは中国年元年が大洪水以来150年に対応する。中国年代元年は、便宜上、紀元前2901年に対応するものとする。

る中国の年代へは、常に一五〇年上回ってるものとして年代を扱っていく。それは、実に疑わしい何百万という兵隊と数十の軍隊に達するほどである。そして、それ故に、年代記の記述としては極端であると思われることについて、私は確実か不確実かを保留し、容易に解釈できることについてはそうしなかつたからである。中国人達は綿密な調査をせずに掛け算をすることにおいて最も軽率であると、私は経験から感じている。たとえ、年代記作家達が王家の書籍と登録簿によつて計算するとしても、史料が示す限りでは、それだけ数多くの兵士達が生きていくわけではないことは調査済の事柄だからである。なぜならば、彼らは、三〇万人、そして恐らく一〇万人は下らないであろう兵隊を保持する皇帝の損失に加えて、それだけの俸給を盗み取ることになるからである。その所見には誤解や欠陥があり得る上に、われわれの時代、つまり天啓帝の時代に、ある偉大な宦官が調査したことだからである。」

ここでは、大洪水を起点として中国史の年代比定を行なっているが、一五〇年間の空白期間があること、皇帝の在位年数に見られる誇張を除去した実年代を算出したが、なおも疑念が残る点があること、この点は中国の軍

隊の規模にも当てはまるものが述べられている。中国にも開闢神話に纏わる洪水伝説は存在するが、『旧約聖書』における大洪水とは異なるものと見做されている。

「欄外に記されている年代」とは、「中国君主国」の各葉上部に記されている年代のことである。各葉表には、左側に中国の年代が、右側に大洪水以来の年代が記されており、各葉裏では左右対称となっている。この型式は両写本に共通しているが、イエズス会トレド管区文書館写本は本文に枠が設定されている。尚、大洪水以来の年代は中国の年代より一五〇年多いが、起点となる中国の年代元年は大洪水以来一五〇年となっており、この点のみ一年の誤差が生じている。

「中国君主国」では、脱稿時の一六五四年迄の事跡が記述されている。ゴヴェアは一六五四年が天地創造から四七〇四年に当たり、その一五〇年後の大洪水から四五四年に当たるとしている。年代比定について、ゴヴェアは続いて次の様に述べている。

「われわれがこの「中国君主国」において記録した年代に疑いがあるう筈がない。なぜならば、「そうした年代は」ラテン語のヴルガータ聖書によるとより多いのであれば、ローマの殉教録に続く七〇人の解釈者達と、凡

てのギリシア人達の説明によるとより少ないことになるからである。凡ての年数は、われわれが大洪水以来一五〇年を中国に加算している四五五四年となっている。ここでは、大洪水において八人だけに生き長らえることを許している信仰が損なわれることはないが、何らかの相違があり得る。⁽³⁸⁾

ヴルガータ聖書は、言う迄もなくトレント公会議でラテン語版聖書の決定版と認定されたものである。ゴヴェアは、大洪水を起点とする中国史の年代比定に苦心したばかりか、「中国君主国」における年代比定が必ずしも教会内で基準と認められたのではないことを示唆している。大洪水から一五〇年目になる中国史の起点は、西暦では紀元前二九五二年に当たることをゴヴェアは述べている。⁽³⁹⁾しかしながら、西暦一六五四年が大洪水以来四五五四年に当たるとするゴヴェア自身の計算方法に従えば、中国史の起点は紀元前二九〇一年でなければならぬ。ゴヴェアは、「中国君主国」の本文全十部において、中国史を六時代に区分している。そこで、その構成と時代区分を継続年数を含めて概観する。

第一時代は第一部がこれに相当する。第一時代は、大洪水後一五〇年に始まり、八代の皇帝が存在し、七三三

年間継続したとされる。これは、いわゆる三皇五帝の時代である。しかし、紀元前二九〇一年の中国史の起点から紀元前二一五四年の夏の成立迄の期間とは一致しない。第二時代は、第二部がこれに相当する。夏から商（殷）に至る時代であり、四五代の皇帝が存在し、一〇二年間継続したとされる。夏と商の継続年数を加算すると一〇九七年となり、夏の成立から周の成立迄を算出すると一〇二二年となるので、いずれとも一致しない。

第三時代は、第三部がこれに相当する。第三代王朝である周王朝の凡てである三〇代の皇帝が存在し、八七三年間継続したとされる。これは一王朝の継続年数であるが、成立から滅亡迄を計算すると九一一年となり、この場合は一致しない。

第四時代は、第四部から第六部迄がこれに相当する。第四番目の王朝である秦から隋に至る、七二代の皇帝が存在した八七三年間（八六六年間とする記載もある）に亘る時代である。第四部では秦から前漢（西漢）に至る時代が、第五部では後漢（東漢）から南北朝に至る時代が、第六部では五胡十六国の時代が各々記述されている。各王朝の継続年数を加算すると八七三年となるが、秦の成立から唐の成立迄の期間は八三八年となるので一致し

ない。

第五時代は、第七部と第八部がこれに相当する。唐から宋に至る、五一代の皇帝が存在した、六六四年間（六一一年間とする記載もある）に亘る時代である。第七部では唐が、第八部では後梁から宋に至る時代が記述されている。王朝の継続年数に記載の欠落があるので、各王朝の継続年数を凡て加算することはできない。唐の成立から元の成立迄の期間は六九九年となる。

第六時代は、第九部がこれに相当する。元から明に至る、二五代の皇帝が存在した三六五年間続いた時代である。両王朝の継続年数を加算すると四四〇年になるが、元の継続年数には成立以前の時代も含まれていると考えられるので、正確な算出ではない。元の成立から清の成立迄の期間は、三二八年となるので、一致しない。

西暦一六四四年以降の清代は、以上の六時代には含まれていない。それ故、正確に言うならば、ゴヴェアは中国史を六時代ではなく、七時代に区分していることになり、第七時代に相当する第一〇部は、「補遺」とされており、タタール人の中国征服に関する戦争記録が収録されている。

以上が、西暦一六五四年に至る迄の四七〇四年間に亘

る、二七四代の皇帝が存在した時代の区分である。大洪水から伏羲迄の一五〇年を引くと四五五四年となり、イェズス会トレド管区所蔵写本の表題に記された年数と一致する。しかし、天地創造から大洪水迄の一五〇年を含まない上記の合計年数は、四六〇〇年（四六一〇年とする記載もある）となり、計算が合わなくなる。こうした年数の不一致については、幾つかの理由が考えられる。

先ず、各王朝の継続年数は、その王朝が中原を完全に制圧した時点から算出しているわけではないので、元の場合に代表される様に一部に重複がある。その反対に、強大な王朝の出現迄に、空白期間が存在することもあり得る。更に、暦法の相違による若干の誤差もあり得るが、記載箇所によつて年代が異なっていることから分かる様に、ゴヴェア自身が計算に慎重かつ正確というわけではないことも指摘できる。

王朝名を見ると、南北朝時代は地域的に分裂していた北朝ではなく王朝が明確に交替した南朝の王朝を中心にしている。更に、唐から宋への移行期に、後梁から後周迄を記載している。この方法は、代表的歴史書としては『資治通鑑』と同じものである。

「極東アジア」にも中国史についての記述は見られる。

「極東アジア」第一部、第四章「四〇〇〇年以上に及ぶ中国の王朝と皇帝」には、簡略ではあるが一四の歴代王朝名が記されている。⁽⁴⁰⁾しかし、そこでは、特に時代区分はなされていない。初代皇帝の伏羲から一六四四年の明朝滅亡迄の四五四六年間に、三三〇人の皇帝が存在したことになっている。「中国君主国」では、西暦一六四四年は、中国の四五五四年に相当するので、二年間の差があることになる。皇帝の代数は、宋代のものが欠如しているとはいえ、その他凡てを合計しても、一八三代にしかならない。年数は凡て記載されており、その合計は、三九一七年になる。「中国君主国」では、夏以前に三皇五帝の時代が置かれている。これは七三三年続いたことになっているので、加算すると四六五〇年になってしまっている。計算が合わなくなる。宋と元では約一世紀間重複している。この合計年数から一世紀分を引くと、四五四六年にかなり近い年数になる。

歴代王朝名について「中国君主国」と「極東アジア」の記載を比較すると、「極東アジア」では、前漢と後漢を分けていないばかりか、新のみならず、後梁から後周迄の時代が欠落していることが判る。更に、晋の前に置くべき魏を梁の後に置き、陳と隋が欠落しているなど、

順序の混乱が見られる。各王朝の継続年数については、一致乃至近似しているとはいえ、王朝名の表記方法には相違が見られる。ゴヴェアは、「中国君主国」では「極東アジア」の表記方法を部分的にしか踏襲しなかったことになる。

②比較史の方法

「中国君主国」は、キリスト教の記述を根幹とするものではないが、記述が皆無というわけではない。ゴヴェアは「中国君主国」において、中国史とキリスト教界の歴史を対比している。⁽⁴¹⁾これは、中国史の年代比定に際して、キリスト教界の年代を確認するためでもある。それによれば、アダムから大洪水迄が一六五六年、大洪水からアブラハム迄が三八三年、アブラハムからダビデ迄が九四一年、ダビデからバビロニア捕囚迄が四八四年、バビロニア捕囚からキリスト誕生迄が六二〇年、キリスト誕生から当時迄が一六一〇年とされている。当時として、一六一〇年を指すのは、「中国君主国」脱稿より以前になるが、その理由は示されていない。更に、ゴヴェアはこれらの合計年数を五六九八年としているが、実際には五六九四年となり、僅かな差ではあるが計算が合わない。

ゴヴェアは、キリストの生誕についても記している。ゴヴェアの時代区分によれば、これは中国では第四時代に相当することである。

「この第四時代の初期二〇〇年、即ち漢の王家と王朝の平皇帝 Pim Hoam Ti が統治していた時期、オクタヴィアーノ・アウグストの帝国の四二年、ローマの建国から七五二年、世界の救世主キリストたるイエズスが、ユダヤの都市ベトウレヘムの郊外で生まれた。そして、世界は既に、悪魔の暴君の捕囚下における偶像崇拜に浸った時代である五一九九年が経った第六時代にあり、古く憔悴していた。預言者ダニエルの週間は満ち、オリンピアの物語と算定は確かなものとなって、預言は成就した。神の閃光によって混迷の暗闇を開放して、オリエンツに正義と恩恵の太陽が昇った。そこでは、世界は暗く閉ざされており、葬られていたかのような⁽⁴²⁾であった。」

ゴヴェアはキリストの生誕について特記してはいるが、これを中国における時代の画期とはしていない。ゴヴェアにとって、キリストの生誕は、中国における時代区分に影響を与えるものではなかった。

明末の中国にキリスト教が伝えられる以前、中国には二回、キリスト教が伝えられていた。このうち、最初の

伝播は、唐代における景教の伝播である。これについては、明末に至って、西安郊外で「大秦景教流行中国碑」が偶然発見されたことよって確認されている。この発見は、既に唐代にキリスト教が中国に伝播した証拠として、明末清初の宣教師達に大きな衝撃を与えている。⁽⁴³⁾

「中国君主国」では、漢文で記された碑文の翻訳を掲載しているが、それに続いて、次の様な説明を加えている。

「これは、一六二五年に発見された石碑の記念すべき文面である。そして、それ故、最初にある様に、私はそれをここに提示した。この「中国君主国」は、今、敢えて記述することはしていないので、それは私の「極東アジア」第二巻の第一章と第二章から引用されている。それには、本来、その時代の中国でこの神の教えを受け入れ、それをかくも増大させた王朝〔唐朝〕と皇帝達の生涯が述べられている。⁽⁴⁴⁾」

ここでも、ゴヴェアは、「中国君主国」では、キリスト教について記述することが目的ではないので、「極東アジア」から引用したことを断っており、事実そうしている。石碑の発見年代については、必ずしも一致した見解があるわけではないが、ゴヴェアはこれを一六二五年のこととしている。

中国へのキリスト教の第二の伝播は、元代のフランシスコ会士モンテ・コルヴィノ等による布教である。しかし、「中国君主国」では、これについては全く触れられていない。元代の記述は概して簡略であるが、元代のキリスト教についての記述は見当たらない。ゴヴェアは、「中国君主国」の序文で、中国にはキリスト教が二回伝播したことを述べているが、これら二回の伝播とは、唐代の景教の伝播と明代のイエズス会による布教を指すことになる。「極東アジア」にも、元代のキリスト教については言及されていないので、ゴヴェアがこの事実を看過してしまった可能性もある。いずれにせよ、ゴヴェアにとつては、過去におけるキリスト教の伝播は参考記事に過ぎず、時代の画期となるものではなかった。唐代に景教が中国に伝播したことをもって、時代区分の説明としてはおらず、イエズス会による布教が開始された明代についても、その布教開始を一時代の始まりとする根拠とはしなかったのである。

六時代に区分された中国の各時代の末尾には、部分的な重複や欠落等の例外はあるが、概ねその時代に対応する「ポルトガル君主国」の歴史が略述されている。このことから、ゴヴェアは「中国君主国」の執筆に際して、

故国ポルトガルの歴史を意識していたことが確認できる。ゴヴェアは、ポルトガルの歴史について次の様に述べている。

「われわれが専ら述べている」ルジタニア全土が、これ程の災難と外国人、即ち暴君たるローマの皇子達の侵略によって焼かれてきた間、天は、その価値と寛大さによつて、信仰のために血を撒き散らしてきた傑出した栄光ある殉教者達で満たされてきた。彼らは、無敵のルジタニア人達から退化してきたのではあるが、軍事衝突において、その皇子達と故国の愛と信仰のために、潔く生命を捧げてきたのである。⁽⁴⁵⁾」

この様に、ゴヴェアにとつて、故国ポルトガルの歴史は、国外からの侵入に対する血塗られた歴史に他ならなかった。ゴヴェアのポルトガル史に対する言及は簡略なものではあるが、複数の歴史書を参照したことが窺える記述がある。第四時代に次に様な記述がある。

「われわれのルジタニア君主国は、ローマの軛から解放されたにも拘わらず、主の四一二年にゴード人、アラブ人、スウェコ〔スエヴィ〕人の支配に落ちたが、勝利、戦闘、輝かしい武勲という出来事によつて、同帝国の領内と国境においてだけでなく、世界の他地域においても、

熱意と支持をもって、われわれの歴史家達が証言している様に、永久の名声を立派な栄光あるものとして樹立したのである。⁽⁴⁶⁾

更に、第五時代には、次の様な記述がある。

「われわれが、われわれのルジタニア君主国によって行なっている計算を続けると、「中国の」第五時代の初期には、ルジタニアではスエヴォ〔スエヴィ〕の国王達がルジタニアを統治していた。その君主国は一八〇年間続き、主の五八五年に終わった。ルジタニア人は、ゴードの国王達の支配において、スペインの君主となった。モロー人達は国王ドン・ロドリゴが統治していた時、キリストの七二二年頃に侵入した。そして、八日間に亘り河を血で染めることを代償として彼らから得た勝利とゴードの国王の撤退によって、再び真紅のリビアに追放するのには、キリスト教徒に対して五、〇〇〇回の戦闘を要させて、八〇〇年以上もの間スペインの領主となった。それらは凡て〔ルジタニア〕君主国の歴史書や年代記に勇氣、壮挙、英雄的行為と共に記されていることである。⁽⁴⁷⁾」

ここでは、中国の第五時代が、ポルトガルの如何なる時代に相当するのかが述べられているが、具体的に如何

なる歴史書を参照したのかには触れられていない。第五時代は、ポルトガルではレコンキスタの時代に概ね相当するが、一時代として区分するには中途半端である。ゴヴェアは、ローマ帝国やポルトガルの歴史を基準として中国史の時代区分を行なったのではないと言える。現存する「中国君主国」二写本では、ポルトガルの歴史を記述した部分が概ね斜線で削除されている。同書の出版が計画された時点で、ポルトガルの記述は必要ないと判断され、削除されたのではないかと推測される。

「中国君主国」には時代区分が導入されているが、それは発展段階論としての時代区分論に基づくものではなかった。ゴヴェアは、中国史をポルトガル史と比較してはいるが、ポルトガル史を基準として中国史の時代区分を行なったのではない。時代区分は王朝の交替を節目としており、六時代は便宜的に区分されたに過ぎない。中国史を皇帝の事跡を基幹として編年体で編集しており、年表に説明を加えたものとしての性格からか通時的色彩が強い。中国史の年代を西暦で表示することが重視された結果であると考えられる。

③ 漢籍との関係

「中国君主国」は特定の漢籍の正確な翻訳ではないが、複数の漢籍をその基礎としている。ゴヴェアは、「中国君主国」だけでなく「極東アジア」でも特定の漢籍名は挙げていないので、⁽⁴⁸⁾ここから類推することは不可能である。しかしながら、「中国君主国」については、複数の王朝が併存した時代の正統とする王朝の選定方法や皇帝の認定方法から、ある程度の特徴を見出すことは可能である。

先ず、第一時代において八代の皇帝、いわゆる三皇五帝が挙げられている。第一時代は、開闢神話の時代と言いつ換えることができる。この時代の各皇帝の治世が一〇〇年前後と異常とも言える程の長期間であることについて、ゴヴェアは、神話時代であり実際の歴史と区別するだけの材料がないからであると説明している。三皇五帝の比定方法については、古来より一定した見解があるわけではない。ゴヴェアは、三皇を伏羲、神農、黄帝に比定しているが、内藤湖南氏によれば、この比定方法は伏羲、神農、燧人と同じ範疇に属するものであり、晋代の説であるということである。⁽⁴⁹⁾第一時代を八代の皇帝とすると、三皇に続く五帝に黄帝を含むことはできなくなる。

アントニオ・デ・ゴヴェアの中国史研究について

その結果、ゴヴェアは、五帝を年代順に少昊、顓頊、帝嚳、堯、舜としている。内藤氏によれば、三皇と同じく、この五帝の説は『帝王世紀』によるものであるということである。それ故、開闢神話の時代については、ゴヴェアは『帝王世紀』乃至その系統の書籍を利用したことになる。

次に、歴代王朝名については、ゴヴェアが列挙した王朝名からは、『資治通鑑』の系統の漢籍を利用した可能性が指摘できる。具体的には、『資治通鑑』が直接利用されたのではなく、それを基に編纂された朱熹の『資治通鑑綱目』（五九巻）が利用された可能性が推測される。「中国君主国」では、歴代王朝の表記方法が『資治通鑑』や『資治通鑑綱目』と一致する。唐以降の王朝として、後梁、後唐、後晋、後漢、後周が列挙されていることは特徴的であると言えよう。但し、「中国君主国」では、梁、後唐、晋、漢、後周として、「後」字が欠落している。ゴヴェアによる開闢神話における三皇五帝の比定は『帝王世紀』だけでなく、『資治通鑑綱目』とも同一である。

しかし、各王朝の皇帝の代数は、『資治通鑑』や『資治通鑑綱目』と一致しないので、その内容を明確に反映

しているとは言えない。『資治通鑑綱目』は、司馬光の『資治通鑑』を基にして編纂された編年体の歴史書である。⁽⁵⁰⁾ 実際には、朱熹が編纂したのではなく、没後に門人達が編纂したとされている。『資治通鑑』は、周から宋成立以前の事跡を編年体で記述しているが、『資治通鑑綱目』は、開闢神話から唐迄の記述を含んでいる。『資治通鑑綱目』以降の記述については、ゴヴェアが『資治通鑑綱目』の続編として編纂された商輅の『資治通鑑綱目続編』(二七卷)を利用した可能性があるが、『資治通鑑綱目続編』に依拠しなくとも、宋元の歴史を記述することは可能であったと考えられる上、元代の記述が比較的簡略であるので、依拠していると断言することはできない。

「中国君主国」における時代区分は、最後の二時代を見るならば、唐宋と、元明に分類されている。同書の成立年代が一六五四年であることから判る様に、執筆時には明から清への王朝交替を経ている。そして、明が滅亡したことによって新しい時代が到来したとゴヴェアは考えている。従って、六番目の時代は明末で画されているのである。更に、巻末に明清交替期の戦争記録が付されており、執筆時の最後の王朝交替の様子が描写されてい

る。「中国君主国」が朱熹の『資治通鑑綱目』を基礎としておりとしても、その時代区分は『資治通鑑綱目』の最後である唐代で区切られてはいないことから、ゴヴェア独自のものであることが判る。

四、後代への影響

「中国君主国」の影響を受け、しかも書誌的に近い関係にあるものとしては、マルティノー・マルティーニの『中国史』を挙げる⁽⁵¹⁾ことができる。同書の初版は、「中国君主国」が脱稿された後、一六五八年にミュンヘンにおいて出版されている。前漢末迄の皇帝の事跡を編年体で記述した歴史書であり、紀元後の記述に欠けているが、続編が計画された形跡は認められない。マルティーニの著作としては、明清交替期にイエズス会宣教師が残した戦争記録の中でも、刊行されたことで当時のヨーロッパにおいて多大な反響を引き起こした『タタール戦記』⁽⁵²⁾が知られている。同書に記述された明清交替は、イエズス会の宣教師達が経験した中国における初の王朝交替であった。この明清間の王朝交替を目の当たりにしたことで、中国の易姓革命を、そして中国史を研究しようとしたのであろう。同書はラテン語からヨーロッパ各国の言

語に翻訳されて大きな反響を呼んだが、『中国史』の方はラテン語以外の言語に翻訳されることはなかった。

マルテイーニの『中国史』は全十章から構成されている。同書が特定の漢籍の翻訳であるか否かについては触れられていない。同書ではマルテイーニの年代算出方法によつて、紀元前二九五二年即位の伏羲から、紀元前六年即位の哀帝 *Ngayus* [発音が一致しないが理由は不明] の末年迄の事跡が編年体で記されている。⁽⁵³⁾ つまり、中国の建国からキリスト生誕迄の歴史が記述されているのである。「読者への序文」にも、対象年代は記されているが、記述を紀元前に限定した理由は説明されていない。多数の漢籍を基に編集されたことが述べられているが、具体的な書名は挙げられていない。記述対象とする時代以外にゴヴェアの「中国君主国」と異なる点は、中国史の時代区分をするという発想が見られないことである。

一六五〇年、マルテイーニは、典礼問題におけるイエズス会の立場を説明するためにローマ教皇に謁見することを意図して、福建省からフィリピン経由でローマに赴いた。一六五八年には、リスボンから中国に向けて出発し、翌年に中国に到着した。従つて、『中国史』が出版された時点では、彼は中国にいたことになり、出版その

ものには直接は関与していなかったことになる。彼は、福建省を離れる際に『中国史』の原型となるべき草稿を所持していた筈である。この時点で福州にいたゴヴェアは既に「極東アジア」を脱稿しているので、マルテイーニが「極東アジア」を参照したであろうことは想像に難くない。しかも、三皇五帝の比定は「中国君主国」と一致する。『中国史』と「中国君主国」は、中国通史という共通の主題を扱う著作の執筆のために、一六五〇年頃迄は共通の史料を用いて作成作業が進められていたと考えられる。

その後、「中国君主国」の影響を受けたものとして、一六八七年に出版された『中国の哲学者、孔子』を挙げることができる。⁽⁵⁴⁾ 同書は、プロスペロ・イントルチェッタが中心となつて、中国思想、特に儒教を理解するために編纂した書籍である。同書の末尾には、歴代皇帝の事跡を整理した「年表」が掲載されており、これは中国建国から清代における同書の編纂時迄の記述を含んでいる。対象とする時代が全時代に及んでいる点は「中国君主国」と同じであるが、年代比定はむしろ『中国史』に近いと見做すことができる。「中国君主国」では、本文中で二二王朝とされているが、この点は「年表」でも同様

である。⁽⁵⁵⁾「年表」では、中国史の起点が伏羲ではなく黄帝に置かれていることが特徴のひとつとして挙げられる。これは、初代皇帝とした伏羲と第二代皇帝とした神農を削除したものに過ぎないとも言えるが、黄帝の即位年は一致しない。「年表」は、形式的には「中国君主国」を概ね踏襲しているが、内容的には殆ど継承していないことになる。

このことは、ジャン・バツティスタ・ドウ・アルド『中国とタタール帝国の地理、歴史、政治、年代記、自然の叙述』⁽⁵⁶⁾が出版されたことによって決定的となる。同書の「中国君主国の暦、即ち各皇帝に起きた最も顕著とすべき事柄についての摘要と年代記の順序による歴史」⁽⁵⁷⁾では、『中国の哲学者、孔子』の「年表」の型式が踏襲され、中国史が説明されている。更に、その中の「中華帝国を統治した皇帝の名称」では、歴代王朝の継続年数と皇帝の代数が一覧できるようになっており、この一覧表は「年表」の一覧表と概ね一致している。⁽⁵⁸⁾その本文では、初代皇帝伏羲と第二代皇帝神農が加えられている点「年表」とは異なるが、これについては「年表」自体が「中国君主国」の見解と著しく異なるものではないので、いずれを継承しているかを断定はできない。歴代皇

帝の即位年代が宋代以前では明確に比定されていない点は、「年表」とは異なる。ドウ・アルドは、「年表」の記述を基本的に踏襲しながらも、その年代比定には問題があると考えたからであろう。

五、結び

以上、述べてきたことを簡単に纏めてみたい。

ゴヴェアは、中国におけるキリスト教布教の歴史として「極東アジア」を、中国の歴史それ自体を叙述するものとして「中国君主国」を各々執筆した。「中国君主国」は、ヨーロッパ人による初めての中国通史であり、中国布教に携わるイエズス会士が中国史を知るための手引き書として作成された。執筆時には既に出版が想定され、ゴヴェアの死後一六九〇年には出版が計画されたが、結局出版されることはなかった。

「中国君主国」の写本は、現在二部を確認することができる。スペイン国立図書館写本は、ゴヴェアがナバレーテに与えた自筆写本から作成されたものであると推定される。同写本は、出版が計画された一六九〇年以降に作成されている。ゴヴェアはナバレーテに与えるために、写本の作成途中で言語をポルトガル語からスペイン

語に変更したと考えられる。同写本の基であるゴヴェアがナバレーテに与えた自筆写本は、確認されていない。イエズス会トレド管区文書館所蔵写本は、全文がポルトガル語で記されており、スペイン国立図書館写本よりは原本に近い形を留めていると考えられる。同写本は、ゴヴェアの自筆原本である可能性もある。

「中国君主国」は、年譜形式を採り、皇帝の事跡、即ち本紀を基幹として編年体で記述されている。『旧約聖書』に見える大洪水から一五〇年後の紀元前二九五二年を伏羲の即位年、即ち中国史の起点とし、そこから中国がヨーロッパとは概ね隔絶して独自に発展を遂げたとしている。ゴヴェアが「中国君主国」の執筆に際して、自らの著作である「極東アジア」を参照していることは言う迄もない。両著作における王朝の継続年数は一致乃至近似しているが、王朝名の表記は必ずしも踏襲されていない。

ゴヴェアは、「中国君主国」において、中国史を六時代に区分しているが、それは発展段階論としての時代区分論ではなかった。キリスト教について特記してはいるが、キリスト教の中国伝播を時代区分の基準とはしていない。更に、中国史とポルトガル史が比較されているが、

これも時代区分の基準ではない。時代区分は凡て王朝交替を節目としており、六時代は中国における歴史書の分類に従って便宜的に区分されたに過ぎない。同書成立の背景として、明清交替を体験したイエズス会士達が中国の易姓革命の思想を理解するために中国史の研究を開始したことが指摘できる。ナバレーテは、同書を中国史理解の基礎としており、サンタ・マリアも同書を参照している。「中国君主国」は、典礼論争における中国史の基本文献であったことになる。

マルテイーニの『中国史』は、対象とする時代が紀元前に限られており、「中国君主国」とは年代比定が異なるが、皇帝の代数等に類似点が認められる。『中国の哲学者、孔子』には「中国君主国」と類似の型式で「年表」が収録されたが、年代比定は採用されなかった。一六九〇年に「中国君主国」の出版が計画されながらも実現に至らなかったのは、このためであると考えられる。その後、ドウ・アルドが「年表」を基本的に踏襲したこともあり、「中国君主国」はその影響力を著しく低下させた。以上から、「中国君主国」は、典礼論争に多大な影響を与えたが、それは一時的なものに過ぎず、その内容は殆ど継承されなかったと言えることができる。

註

- (1) アントニオ・デ・ゴヴェアは、一五九二年ポルトガルのカサール生まれ。漢名、何大化または徳川。一六〇八年、イエズス会に入会(一六〇九年、一年の可能性もある)。一三三年、司祭叙階後、インドに向けて出航。一四四年に到着。三六年、中国に到着し、杭州に居住。四八年、福州に移住。六五年以降、迫害により一時広州に避難。六九年から七二年迄、福州にて中国總管区長を務む。一六七七年二月十四日、福州にて死去。(Joseph Dehergne, S. J., *Répertoire des Jésuites de Chine de 1552 à 1800*, Roma et Paris, 1973, pp.115-116.)
- (2) Antonio de Gouvea, S. J., *Asia Extrema*, 1644. *Biblioteca de la Real Academia de la Historia*, 9-2073 & 9-2074.
- (3) Antonio de Gouvea, S. J., *Asia Extrema*, 1644. *Biblioteca da Ajuda, Jesuitas na Asia*, 49-V-1 & 2. 回写本のこのつば、岡本良知氏が、簡略に述べあるが既に紹介している。岡本良知『ポルトガルを訪ねる』(日葡協会、一九三〇年)一一一―一四二頁を参照。
- (4) *Jesuitas na Asia*, 49-V-1, f. 1.
- (5) Antonio de Gouvea, S. J., *Asia Extrema*, 1644. *Archivum Romanum Societatis Iesu*, Jap. Sin. 129.
- (6) Isabal Cid, ed., *Macau eo Oriente na Biblioteca Pública e Arquivo Distrital de Evora (Séculos XVI a XIX)*, Macau, 1996, p. 40.
- (7) Antonio de Gouvea, Edição, introdução, e notas de Horacio P. Araujo, *Asia Extrema, Primeira Parte*, Livro I, Fundação Oriente, 1995.
- (8) Antonio de Gouvea, S. J., *Monarchia da China dividida por seis idades*, 1654. *Archivum Provinciae Toletanae Societatis Iesu* (以下、APTSI と略記), M-96(227). 旧番号 A-E-1.
- (9) Antonio de Gouvea, S. J., *Monarchia da China dividida por seis idades*, 1654. *Biblioteca Nacional*, Madrid (以下、BNM と略記) Ms. 2949.
- (10) Carlos Sommervogel, S. J., ed., *Biblioteca de la Compagnie de Jesus*, vol. I, Bruxelles et Paris, 1890.
- (11) Antonio de León Pinelo, *Epitome de la Bibliotheca Oriental y Occidental, Nautica y Geografica*, Tomo I, Madrid, 1737, p. 113.
- (12) Diogo Barbosa Machado, *Biblioteca Lusitana, Historica, Critica, e Cronologica*, Tomo I, Lisboa, 1741, p. 296.
- (13) Carlos Sommervogel, S. J., ed., *Biblioteca de la Compagnie de Jesus*, vol. III, Bruxelles et Paris, 1982, pp. 1673-38.
- (14) Louis Pfister, S. J., *Notices Biographiques et Bibliographiques sur Jesuites de l'ancienne mission de Chine*, Tome I, Chang-hai, 1932, p. 223.
- (15) マンウエル・デ・ソウザ氏は、確認し得た「中国君主国」の唯一の写本はスペイン国立図書館に所蔵されていると述べている(Araujo, ed., *Asia Extrema* I, p. 73.)。イエズス会マンウエル・デ・ソウザ氏所蔵写本は、従来はその存在が知られていなかった。
- (16) Julian Zarco Cuevas, O. S. A., *Catálogo de los Manuscritos*

los Catalanes, Valencianos, Gallegos y Portugueses de la Biblioteca de El Escorial, Madrid, 1932. *Catálogo de los Manuscritos Castellanos de la Real Biblioteca de El Escorial*, 3 vols., Madrid, 1924.

- (17) *Catálogo de la Real Biblioteca*, Tomo XI, *Manuscritos*, 6 vols. 1994-96.

- (18) *Inventario General de Manuscritos de la Biblioteca Nacional*, I (1 a 500), Madrid, 1953, p. XIII.

- (19) APTSI, M-96 (227), f. Ir. BNM, Ms. 2949. f. Ir.

- (20) APTSI, M-96 (227), f. Iv. BNM, Ms. 2949. f. Iv.

- (21) Nicolas Trigault, S. J., *De Christiana expeditione apud Sinas suscepta ab Societate Jesu*, Romae, 1615. リッチ・セメード(川名公平、矢沢利彦訳)『中国キリスト教布教史』全二冊(岩波書店、一九八二・八三年)に収録されている川名氏訳「イエズス会によるキリスト教のチーナ布教について」は、ラテン語版からの翻訳ではなく、パスカル・デリア氏がイタリア語文書から翻刻したものを底本と用いている(Pasquale M. D'Elia, S. J., ed., *Fonti Ricciane, 1579-1615*. 3 vols. Roma, 1942-49.)。ラテン語版からの翻訳としてルイス・キヤラガー氏による英訳が知られている(Louis J. Gallagher, S. J., tr., *China in the Seventeenth Century: The Journals of Matthew Ricci, 1583-1610*, New York, 1953.)。
- (22) Alvares Semmedo, S. J., *Imperio de la China, i cultura evangelica en el por los religiosos de la Compania de Jesus*, Madrid, 1642.

アントニオ・デ・コヴェアアの中国史研究について

- (23) イエズス会トレド管区文書館写本の序文では実線で削除され、スペイン国立図書館写本では欠落している記述がある。最初に実線で削除されたことによつて後に作成された写本に記載されなかったのか、或いは、両写本を照合した時点で一方に記載がないという理由によつて削除されたのか判然としない。その辛うじて判読可能な記述は、次の様なものである。「揚音符、曲折音符、その他の文字についての音符を、私は中国で書いているが、それらはわれわれの様に官話を話す者達にとつては大変必要なことである。それら〔音符〕が官話を構成しており、声調がなくては全く同じものになつてしまつて、われわれには理解できない。しかし、ヨーロッパ人達にとつては、それらは重要でないばかりか、修正しなければならぬようなことである。それは、印刷物では根気のある仕事となつてしまふであろう。私は、これらの言葉について索引を作らない。なぜならば、私が中国においてわれわれの文字で書いていること凡てを、私はこれから明解に説明するからである。」(APTSI, M-96 (227), f. 2r.)
- (24) Domingo Fernandez Navarrete, O. P., *Tratados Historicos, Politicos, Ethicos y Religiosos de la Monarchia de China*, Madrid, 1676.

- (25) José María Gonzalez, O. P., *Historia de las Misiones Dominicanas de China*, vol. V, Madrid 1967, p. 85. 『中国論集』は、後半部分のみではあるが、J. S. カミンズ氏が編集したハクルート叢書の英語版が知られている(J. S. Cummins, ed., *The Travels and Controversies of Frar*

Domingo Navarrete, 1618-86, 2 vols., Cambridge, 1962.)。

- (26) Domingo Fernandez Navarrete, O. P., *Controversias anti-guas y modernas entre los Misionarios de la gran China, (1679)*, Biblioteca Nacional, Madrid, Raros 2012.

(27) アビラ・ドミニコ会文書館には、『論争』の写本二部が所蔵されている(Archivo Dominicano de Avila, Ritos Chinos, Tomos 12, 13 y 14.)。第一の写本(Ritos Chinos, Tomo 12)は、今世紀始めに作成された他の写本類と同質の紙が使用されていることから、今世紀に作成された写本であることは明白である。第二の写本(Ritos Chinos, Tomo 13)については手掛かりらしきものはないが、そして古いものではない様に感じられる。いずれか一方乃至両方がナバレテの自筆原稿からの写本である可能性もあるが、詳細は不明である。第三の写本(Ritos Chinos, Tomo 14)は、冒頭の一部分のみであり、最近の写本とされている。これら三写本は、マニラ・ドミニコ会文書館(Archivo Dominicano de Manila)から移管されたものである。ホセ・マリア・ゴンサレス氏が、かつてのマニラ・ドミニコ会文書館の Tomos 89, 90 y 202 としてふるものが、今日のアビラ・ドミニコ会文書館の Ritos Chinos, 12, 13 y 14 に当たるものと推測される(Gonzalez, vol. V, 1967, p. 85.)。ローマ・イエズス会文書館には、「一冊分の写本が一部所蔵されているが(Jap. Sin. 151 & 152.)」、『中国論集』と共に一七〇八年に特写されたことが巻末に記されていることから、刊本からの写本であることが判る。これは、典礼論争の研究用として作成された写本な

のであろう。以上から、本稿では、『論争』は、こうした写本を使用することに特別な意義が認められないので、スペイン国立図書館所蔵の刊本を利用する。

- (28) Navarrete, *Controversias*, p. 109.

- (29) *Ibid.*, p. 149.

- (30) *Ibid.*, p. 155.

(31) ヤメードの『中華帝国』は、一説には一六四一年刊のポルトガル語版が存在したとも言われているが、一般に初版は一六四二年刊のスペイン語版であるとされている。その後、イタリア語やフランス語に翻訳され、イタリア語版から英語にも翻訳された。通常、この様に広く流布した書物の場合、ラテン語がいくつかの段階で出版されるが、ラテン語版は確認されていない。日本語には、矢沢利彦氏が翻訳されているが、これはスペイン語版の前半部分の翻訳である。前掲『中国キリスト教布教史』一、一六三・一六四頁を参照。

- (32) アドリアン・グレロン(矢沢利彦訳)『東西暦法の対立——清朝初期中国史——』(平河出版社、一九八六年)、三一九頁。

- (33) Archivo Histórico Nacional, Madrid, Jesuitas, Legajo 271, No. 15, f. 16v.

- (34) Navarrete, *Controversias*, pp. 190-252.

- (35) *Jap. Sin.* 162, f. 293v.

- (36) APTSI, M-96(227), p. 449. BNM, Ms. 2949, f. 184v.

- (37) APTSI, M-96(227), f. 2r. BNM, Ms. 2949, f. 2r.

- (38) APTSI, M-96(227), f. 2r-v. BNM, Ms. 2949, f. 2r.

- (39) APTSI, M-96(227), p. 32. BNM, Ms. 2949, f. 12r.
- (40) Araujo, ed., *Asia Extrema*, I, pp. 211-212.
- (41) APTSI, M-96(227), p. 48. BNM, Ms. 2949, f. 18r.
- (42) APTSI, M-96(227), pp. 255-256. BNM, Ms. 2949, f. 99r-v.
- (43) 前掲『中国キリスト教布教史』二、五二四頁。
- (44) APTSI, M-96(227), p. 292. BNM, Ms. 2949, f. 113r.
- (45) APTSI, M-96(227), p. 256. BNM, Ms. 2949, f. 99v.
- (46) APTSI, M-96(227), p. 257. BNM, Ms. 2949, f. 99v.
- (47) APTSI, M-96(227), pp. 368-369. BNM, Ms. 2949, f. 142v. イエズス会トレド管区文書館写本では、スエヴィ王国の滅亡を五八五年としているが、スペイン国立図書館写本では、五八三年としている。
- (48) Araujo, ed., *Asia Extrema*, I, pp. 100-102.
- (49) 内藤湖南『支那上古史』（『内藤湖南全集』第一〇巻、筑摩書房、一九六九年）二二・二四頁。
- (50) 『資治通鑑綱目』については、中山久四郎「朱子の史学特に其の資治通鑑綱目について」（『史潮』第一卷三号、第二卷一号、一九三一年）を参照。但し、中山氏は同書における歴代王朝の表記方法や皇帝代数の算出方法の特徴については触れていない。
- (51) Martino Martini, S. J., *Sinicae Historiae decas prima, res a gentis origine ad Christumatum in Extreme Asia, sive magno Sinarum Imperio gestas complexa*, Monachii, 1658.
- (52) Martino Martini, S. J., *De bello Tartarico*, Antverpiae, 1654. 石田幹之助『歐人の支那研究』（共立社、一九三一年）一六六・一六七頁を参照。
- (53) 『中国史』に記載されている各王朝の成立年と皇帝の継続代数を参考途に挙げておきたい。中国建国紀元前一九五二年八代、夏同一二〇七年一七代、商同一七六六年二八代、周同一二二二年二七代、秦同一二四六年三代、漢同一〇六年一二代。
- (54) Prospero Intorcetta, Christiani Herdrich, Francisci Rougemont, Philippi Couplet, S. J., *Confucius Sinarum Philosophus*, Parisiis, 1687. 石田氏の前掲書一六九・一七〇頁においても同書は紹介されており、井川義次「イントルチエッタ『中国の哲学者孔子』に関する一考察」（『筑波中国文化論叢』二二、一九九二年）には、同書の概略が示されている。
- (55) *Confucius Sinarum Philosophus*, Tabla Chronologica, p. 36. 頁数は、各部毎に打たれており、全体を通してはいない。「年表」は、その内の一〇九頁を占めている。
- (56) Jean Baptiste du Halde, S. J., *Description Geographique, Historique, Chronologique, Politique et Physique de l'Empire de la Chine et de la Tartarie Chinoise*, 4 vols., Paris, 1735. 石田氏の前掲書一九三〜二〇〇頁を参照。
- (57) *Ibid.*, Tomo I, pp. 261-556.
- (58) *Ibid.*, Tomo I, p. 270. 「年表」の記載とは、継続代数が秦四代、漢二五代、宋八代となり、継続年数が陳三三年、後漢四年、明二二六六年となる点が異なる。